入園申請に係る同意書

〔　確認事項　〕ご希望に応じて該当する箇所に☑を記入してください。また、（　）内もご記入ください。

（共　　通）

１．本年・前年の１月１日時点の住民登録地はどこですか。

父：本年（　　都-道-府-県　　市-町-村-区）・前年（　　都-道-府-県　　市-町-村-区）

母：本年（　　都-道-府-県　　市-町-村-区）・前年（　　都-道-府-県　　市-町-村-区）

（保育園関係）

２．育児休業からの復職予定の方は、どのような利用調整を希望しますか。

□　ただちに復職（入園月の翌月１日から90日目の属する月の末日までに復職）をしなければならないため、申請内容のとおり利用調整を希望します。

□　上記ではなく、不承諾となった場合は育児休業を延長し待機することが可能なので、他の方（求職活動中の世帯を含む）で入園希望があれば、お譲りします。（利用調整点から60点減点されることに同意します。）

３．２人以上の子どもさんを同時に新規又は転園申請する方は、どのような利用調整を希望しますか。

同時に同一園での入園が出来ず、別々の保育園で入園決定となる場合、又はいずれかが待機となる場合に、

□　全員待機します。（同一園・同一時期の入園を希望する。）

□　入園決定した児童から入園します。（決定園・入園時期が異なる場合でも決定した児童から入園する。）

〔　同意事項　〕同意事項は必ずお読み取りください。

（共　　通）

１．入園申請に係る内容は、津山市が必要に応じて収集した情報を特定教育・保育施設等の利用のために使用すること。

２．支給認定証の送付は、認定事務等で審査に時間を要することから入園希望月の前月末までに送付すること。

３．書類審査に必要な場合は、就労先等へ就労内容や就労状況をこども保育課から確認（連絡）すること。

４．児童状況票に記載された内容は、入園後の適正な保育を実施するため必要に応じて連携機関と情報共有すること。

５．入園決定後、保育を必要とする理由等に変更がある場合は、速やかに「支給認定変更」の手続きを行うこと。

６．津山市が決定した保育料を納付すること。

（補足）

保育料の納入義務は、ひとり親等の場合を除きご両親にあります。保育料決定通知書は、入園申請書の申込者欄に記載の保護者（以下、「第一保護者」とする。）宛てに行います。もう一方の保護者に対しても同様の通知を行ったものとみなします。また、保護者からの連絡は、いずれからの連絡であっても保護者の総意として扱います。

保育料の決定には、市民税所得割課税額が必要です。毎年、申告状況は確認いただき、未申告の場合は申告してください。（3歳以上で無償化対象の方も含む。）

（保育園関係）

７．１ヶ月のうち全く登園がなかった場合は、月末日で退園すること。

８．保育を必要とする理由に該当しなくなった場合は、退園すること。

９．育児休業中の場合は、入園月の翌月１日から90日目の属する月の末日までに復職すること。

１０．求職活動の認定期間は、認定開始日から90日目の属する月の末日までであること。期間終了までに月48時間以上の就労をして、「就労証明書」等を提出すること。期限までに月48時間以上の就労を開始しない場合は、退園となること。

１１．第１希望園から順番に全ての希望園を利用調整すること。不承諾の場合は、年度末まで第１希望園で待機となること。

１２．事実と異なる虚偽の申請を行った場合は、内定取消や保育の実施解除となること。

上記内容を確認及び同意いたしました。

確認及び同意日〔令和　　年　　月　　日〕

申請子どもの氏名〔　　〕

保 護 者 （ 父 ）〔　　〕

保 護 者 （ 母 ）〔　　〕

※保護者氏名は必ず自署してください。